

家庭用GHPパック空調契約（1-1供給区域・1-2供給区域） 選択約款 新旧対照表

旧	備考	新
<p>2. 選択約款の変更 (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用GHPパック空調契約選択約款（新発田地区・中条地区）によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。</p> <p>3. 用語の定義 (7) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」・・・基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。</p> <p>4. 適用条件 (2) お客さまが、専用住宅または1需要場所におけるメーター号数（ガス小売り供給約款12(7)の規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについては、そのメーター号数の合計とします。）が10号以下の併用住宅で家庭空調機器を使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。</p> <p>5. 契約の締結 (2) 契約期間は次のとおりといたします。 ① 新にガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。 ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。 ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。 (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売り供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でのこの選択約款または他の選択約款（小型空調契約、空調用夏期契約または家庭用温水暖房契約に限ります。）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日またはガス小売り供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。 ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約またはガス小売り供給約款への変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。</p> <p>(4)</p>	<p>変更</p> <p>削除</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>訂正</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>2. 選択約款の変更 (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用GHPパック空調契約選択約款（ガス小売り供給約款別表第1-1供給区域・1-2供給区域）によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。</p> <p>3. 用語の定義 (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。 (8) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。</p> <p>4. 適用条件 (2) お客さまが、専用住宅または1需要場所におけるメーター号数（ガス小売り供給約款12-1(4)の規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについては、そのメーター号数の合計とします。）が10号以下の併用住宅で家庭空調機器を使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。</p> <p>5. 契約の締結 (2) 当社は、この契約の契約期間満了前に解約またはガス小売り供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でのこの選択約款または他の選択約款（小型空調契約、空調用夏期契約または家庭用温水暖房契約に限ります。）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日またはガス小売り供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。 ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約またはガス小売り供給約款への変更の場合はこの限りではありません（(3)において同じ）。</p> <p>(3)</p>

旧	備考	新
<p>(5)</p> <p>6. 使用量の算定</p> <p>7. 料 金</p> <p>(1)</p> <p>(2) 当社は、7月使用分(6月検針日の翌日から7月検針日まで)から9月使用分(8月検針日の翌日から9月検針日まで)までの期間については、別表の料金表1を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、10月使用分(9月検針日の翌日から10月検針日まで)から6月使用分(5月検針日の翌日から6月検針日まで)までの期間については、別表の料金表2を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。</p> <p>8. 単位料金の調整 (ガス小売り供給約款で定める別表第1-1供給区域)</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2の(2)のとおりといたします。</p> <p>(2)</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表2の(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p>	<p>変 更</p> <p>追 加 追 加 追 加</p> <p>変 更</p> <p>変 更 追 加 追 加</p> <p>変 更 削 除</p> <p>変 更 変 更</p> <p>変 更</p> <p>追 加</p>	<p>(4)</p> <p>6. 契約期間 契約期間は次のとおりといたします。 (1) 新にガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。 (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。 ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。</p> <p>7. 使用量の算定</p> <p>8. 料 金 (1) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。 (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。 (3)</p> <p>9. 単位料金の調整 (1-1) ガス小売り供給約款別表第1-1供給区域 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1の(3)のとおりといたします。</p> <p>(2)</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表1の(3)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(1-2) ガス小売り供給約款別表1-2供給区域</p>

旧	備考	新
<p>9. 供給停止 当社は、お客さまが次に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。 この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 なお、①、②および③の場合には、供給を停止する日の5日前までに予告いたします。</p> <p>① 支払期限日を経過してもなお料金の支払いがない場合 ② 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実が判明し、期日を定めて支払いを請求したにもかかわらず、なお期日までに支払いがない場合 ③ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合 ④ 当社の係員の行う検針または検査もしくは作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合 ⑤ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合 ⑥ 使用者がガス小売り供給約款3（10）の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合 ⑦ ガス小売り供給約款4 1（5）および4 2（4）の規定に違反した場合 ⑧ その他ガス小売り供給約款およびこの選択約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p> <p>10. 供給停止の解除 （1）9の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の場合に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。</p> <p>① 9①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合</p>	<p>追 加</p> <p>追 加</p> <p>削 除</p> <p>削 除 削 除</p>	<p>（1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1の（3）のとおりといたします。</p> <p>調整額（1立方メートル当たり） = 平均原料価格 - 基準平均原料価格) ÷ 1,000円 × 調整単価 (計算結果の小数点第3位以下の端数を四捨五入します。)</p> <p>調整単位料金（1立方メートル当たり） = 基準単位料金 + 調整額 × (1 + 消費税率) (計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。)</p> <p>（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び調整単価は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格（トン当たり） 88,550円</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり） 別表1（3）で定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)</p> <p>③ 調整単価（天然ガス1トンにつき1,000円単位の単価） 0.719円</p> <p>（備考）トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。</p>

旧	備考	新																				
<p>② 9②の規定により供給を停止したときは、当社との他の契約（既に消滅しているものを含みま す。）の料金で支払い期限日が到来したすべての料金を支払われた場合</p> <p>③ 9③、④、⑤、⑥、⑦または⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解 消し、かつ当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として8時30分から17時の間に速やかに行います。</p> <p>11. その他</p> <p>附 則</p> <p>1. 実施の期日 2021年11月2日から実施します。</p> <p>2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置 当社は、別表第1-1供給区域において、料金算定期間の末日が2021年11月2日から2021 年11月30日に属する料金算定期間の早収料金は、この選択約款および小売り供給約款の変更前の 選択約款および小売り供給約款に基づき算定致します。</p> <p>3. この選択約款の揭示</p> <p>(別 表)</p> <p>1. 適用区分 料金表1 夏期に適用いたします。 料金表2 夏期を除く期間に適用いたします。</p> <p>2. 早収料金及び消費税相当額の算定方法</p>	<p>削 除</p> <p>削 除</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>追 加</p> <p>変 更</p> <p>削 除</p> <p>削 除</p> <p>削 除</p> <p>変 更</p>	<p>10. その他</p> <p>付 則</p> <p>1. この選択約款の実施期日 この選択約款は、2023年10月23日から実施いたします。</p> <p>2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置 当社はガス小売り供給約款別表第1-2供給区域において、料金算定期間の末日が2023年10月 23日から2023年10月31日に属する料金算定期間の早収料金は、この選択約款およびガス小 売り供給約款の変更前の選択約款およびガス小売り供給約款に基づき算定いたします。</p> <p>3. この選択約款の実施に伴う移行措置 当社はガス小売り供給約款別表第1-2供給区域において、この選択約款の実施に伴う移行措置とし て、この選択約款9. 単位料金の調整(1-2)にて算定した調整単位料金から、以下の単価を差し引 きます。</p> <table border="0"> <tr> <td>2023年11月適用</td> <td>1立方メートルのつき</td> <td>33.00円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> <tr> <td>2023年12月適用</td> <td>1立方メートルのつき</td> <td>26.40円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> <tr> <td>2024年 1月適用</td> <td>1立方メートルのつき</td> <td>19.80円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> <tr> <td>2024年 2月適用</td> <td>1立方メートルのつき</td> <td>13.20円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> <tr> <td>2024年 3月適用</td> <td>1立方メートルのつき</td> <td>6.60円</td> <td>(消費税相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>4. この選択約款の揭示</p> <p>(別 表)</p> <p>1. 早収料金及び消費税相当額の算定方法</p>	2023年11月適用	1立方メートルのつき	33.00円	(消費税相当額を含みます)	2023年12月適用	1立方メートルのつき	26.40円	(消費税相当額を含みます)	2024年 1月適用	1立方メートルのつき	19.80円	(消費税相当額を含みます)	2024年 2月適用	1立方メートルのつき	13.20円	(消費税相当額を含みます)	2024年 3月適用	1立方メートルのつき	6.60円	(消費税相当額を含みます)
2023年11月適用	1立方メートルのつき	33.00円	(消費税相当額を含みます)																			
2023年12月適用	1立方メートルのつき	26.40円	(消費税相当額を含みます)																			
2024年 1月適用	1立方メートルのつき	19.80円	(消費税相当額を含みます)																			
2024年 2月適用	1立方メートルのつき	13.20円	(消費税相当額を含みます)																			
2024年 3月適用	1立方メートルのつき	6.60円	(消費税相当額を含みます)																			

旧	備考	新						
<p>(ガス小売り供給約款別表第1-1供給区域の場合)</p> <p>(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は、8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(2)</p> <p>(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。 (小数点以下の端数切り捨て)</p> <p>①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)</p> <p>②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)</p> <p>(ガス小売り供給約款別表第1-2供給区域の場合)</p> <p>(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(2) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。 (小数点以下の端数切り捨て)</p> <p>①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)</p> <p>②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)</p>	<p>削除 変更</p> <p>追加</p> <p>変更 変更</p> <p>変更 削除</p> <p>削除 削除</p> <p>削除</p>	<p>(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。</p> <p>(2) 従量料金は、基準単位料金又は、9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(3)</p> <p>(4) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)</p> <p>料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)</p>						
<p>3. 料金表1 (夏期 (7月～9月))</p>	<p>削除</p>							
<p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="296 1113 1394 1333"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 1113 587 1234">1か月</th> <th data-bbox="587 1113 988 1234">ガス小売り供給約款別表 第1-1供給区域 (新発田地区)</th> <th data-bbox="988 1113 1394 1234">ガス小売り供給約款別表 第1-2供給区域 (中条地区)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 1234 587 1333"></td> <td data-bbox="587 1234 988 1333">2,750円 (消費税等相当額を含みます)</td> <td data-bbox="988 1234 1394 1333">2,750円 (消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </tbody> </table>	1か月	ガス小売り供給約款別表 第1-1供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第1-2供給区域 (中条地区)		2,750円 (消費税等相当額を含みます)	2,750円 (消費税等相当額を含みます)	<p>削除</p>	
1か月	ガス小売り供給約款別表 第1-1供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第1-2供給区域 (中条地区)						
	2,750円 (消費税等相当額を含みます)	2,750円 (消費税等相当額を含みます)						
<p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="296 1381 1394 1602"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 1381 587 1503">1立方メートルにつき</th> <th data-bbox="587 1381 988 1503">ガス小売り供給約款別表 第1-1供給区域 (新発田地区)</th> <th data-bbox="988 1381 1394 1503">ガス小売り供給約款別表 第1-2供給区域 (中条地区)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 1503 587 1602"></td> <td data-bbox="587 1503 988 1602">60.11円 (消費税等相当額を含みます)</td> <td data-bbox="988 1503 1394 1602">47.09円 (消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </tbody> </table>	1立方メートルにつき	ガス小売り供給約款別表 第1-1供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第1-2供給区域 (中条地区)		60.11円 (消費税等相当額を含みます)	47.09円 (消費税等相当額を含みます)	<p>削除</p>	
1立方メートルにつき	ガス小売り供給約款別表 第1-1供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第1-2供給区域 (中条地区)						
	60.11円 (消費税等相当額を含みます)	47.09円 (消費税等相当額を含みます)						
<p>(3) 調整単位料金 (ガス小売り供給約款別表第1-1供給区域 新発田地区の場合)</p> <p>(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</p>	<p>削除 削除</p>							

旧	備 考	新																				
<p>4. 料金表 2 (その他期 (10月～6月))</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1 か月</td> <td style="text-align: center;">ガス小売り供給約款別表 第 1-1 供給区域 (新発田地区)</td> <td style="text-align: center;">ガス小売り供給約款別表 第 1-2 供給区域 (中条地区)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2, 7 5 0 円 (消費税等相当額を含みます)</td> <td style="text-align: center;">2, 7 5 0 円 (消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1 立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;">ガス小売り供給約款別表 第 1-1 供給区域 (新発田地区)</td> <td style="text-align: center;">ガス小売り供給約款別表 第 1-2 供給区域 (中条地区)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 1 . 2 7 円 (消費税等相当額を含みます)</td> <td style="text-align: center;">8 3 . 0 8 円 (消費税等相当額を含みます)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (ガス小売り供給約款別表 1-1 供給区域 新発田地区の場合) (2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</p>	1 か月	ガス小売り供給約款別表 第 1-1 供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第 1-2 供給区域 (中条地区)	2, 7 5 0 円 (消費税等相当額を含みます)	2, 7 5 0 円 (消費税等相当額を含みます)	1 立方メートルにつき	ガス小売り供給約款別表 第 1-1 供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第 1-2 供給区域 (中条地区)	8 1 . 2 7 円 (消費税等相当額を含みます)	8 3 . 0 8 円 (消費税等相当額を含みます)	<p>削 除 削 除</p> <p>削 除</p> <p>削 除 削 除</p> <p>追 加 追 加 追 加</p> <p>追 加</p> <p>追 加 追 加</p> <p>追 加 追 加</p>	<p>2. 料金表</p> <p>(1-1) ガス小売り供給約款別表 1-1 供給区域</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 か月につき</td> <td style="text-align: center;">2, 7 5 0 . 0 0 円 (消費税相当額を含みます。)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">夏 期</th> <th style="text-align: center;">その他期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;">6 0 . 1 1 円 (消費税相当額を含みます。)</td> <td style="text-align: center;">8 1 . 2 7 円 (消費税相当額を含みます。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>(1-2) ガス小売り供給約款別表 1-2 供給区域</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 か月につき</td> <td style="text-align: center;">2, 7 5 0 . 0 0 円 (消費税相当額を含みます。)</td> </tr> </table>	1 か月につき	2, 7 5 0 . 0 0 円 (消費税相当額を含みます。)		夏 期	その他期	1 立方メートルにつき	6 0 . 1 1 円 (消費税相当額を含みます。)	8 1 . 2 7 円 (消費税相当額を含みます。)	1 か月につき	2, 7 5 0 . 0 0 円 (消費税相当額を含みます。)
1 か月		ガス小売り供給約款別表 第 1-1 供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第 1-2 供給区域 (中条地区)																			
	2, 7 5 0 円 (消費税等相当額を含みます)	2, 7 5 0 円 (消費税等相当額を含みます)																				
1 立方メートルにつき	ガス小売り供給約款別表 第 1-1 供給区域 (新発田地区)	ガス小売り供給約款別表 第 1-2 供給区域 (中条地区)																				
	8 1 . 2 7 円 (消費税等相当額を含みます)	8 3 . 0 8 円 (消費税等相当額を含みます)																				
1 か月につき	2, 7 5 0 . 0 0 円 (消費税相当額を含みます。)																					
	夏 期	その他期																				
1 立方メートルにつき	6 0 . 1 1 円 (消費税相当額を含みます。)	8 1 . 2 7 円 (消費税相当額を含みます。)																				
1 か月につき	2, 7 5 0 . 0 0 円 (消費税相当額を含みます。)																					

旧	備考	新						
	追加	<p data-bbox="1644 296 1872 327">(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1665 331 2831 485"> <thead> <tr> <th data-bbox="1665 331 2036 384"></th> <th data-bbox="2041 331 2436 384">夏 期</th> <th data-bbox="2442 331 2831 384">その他期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1665 388 2036 480">1立方メートルにつき</td> <td data-bbox="2041 388 2436 480">80.32円 (消費税相当額を含みます。)</td> <td data-bbox="2442 388 2831 480">116.69円 (消費税相当額を含みます。)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1644 489 1872 520">(3) 調整単位料金</p> <p data-bbox="1665 525 2867 598">(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>		夏 期	その他期	1立方メートルにつき	80.32円 (消費税相当額を含みます。)	116.69円 (消費税相当額を含みます。)
	夏 期	その他期						
1立方メートルにつき	80.32円 (消費税相当額を含みます。)	116.69円 (消費税相当額を含みます。)						
	追加							